

合校訂した上で語句名辭を採録しているから、底本選擇によつて本索引の正確度が減殺されるおそれはない。

周到な用意と多年の勞苦とによつて編成刊行された本索引は、宮崎博士の官制序説とともに、宋代官制研究のための貴重な礎石を提供するものであり、ひいてはひろく宋代史研究に貢獻すること至大なるものがあることと信ずる。本書は、パリのラジオ教授主宰の宋史提要編纂事業 (Song Project) に寄せられていたが、今は亡き同教授とその事業に對するまことに恰好な寄與であつた。

(中嶋 敏)

中國地方行政制度史 (全四冊)

嚴 耕 望 著

一九六一年十二月 一九六三年七月

中央研究院歷史語言研究所專刊之四

十五 A5判 總一四一九頁

著者嚴耕望氏は現在臺灣にあつて、中國制度史研究及び歴史地理研究の第一線に立つて活躍しておられる。本書は氏の多方面の活躍の中で、地方行政制度史に關する部分をまとめられたものである。

一體地方行政とは、爲政者と民衆との直接に觸れ合う場として、歴史の實態を採る上に、大きな意味を持つものである。而してそれがどのような制度・組織を持っているかということが、先ず解明されていなければならない。しかし問題の重要性が認識されているのに比べて、實際にこれと取組み、體系化を行なおうとした人は中國

或は我が國の研究者を通じて、決して多いとはいえない。或は人は云うかも知れない。二十五史補編を開けてみると。確に二十五史補編中には漢く唐間の地方制度について觸れたものをかなり見ることが出来る。しかし正史が漢書以來斷代史であつたために、補編また斷代の體裁であつて、體系的把握などは望むべくもない。本書は漢く唐間の地方行政制度を、一つのまとまつた形で論ぜられた著作として、注目せねばならない。

本書の序文によれば、氏は民國二十九年、卒業論文に「秦漢地方行政制度」の題目を選ばれて以來、この問題に取組んでこられたとのことである。

本書は「中國地方行政制度史」の名がつけられているが、その扱われる範圍は漢より唐までであり、現在出版されているものは漢より南北朝までに過ぎないが、それでも四分冊一四〇〇頁に及ぶ大作である。これを限られた枚數に要約紹介することは、菲才の筆者のよくする所でない。先ず目次を掲げて、その輪郭を彷彿させたい。

序言。

卷上 秦漢地方行政制度 (前論 郡縣制度淵源論略。第一章 統治政策與行政區劃。第二章 郡府組織。第三章 郡尉。第四章

郡國特種官署。第五章 縣廷組織。第六章 鄉官。〔以上第一分冊〕第七章 郡縣學官。第八章 上計。第九章 監察。第十

章 任遷途徑。第十一章 籍貫限制。第十二章 任用雜錄。第十三章 秩級表。約論。漢代地方行政組織系統圖。〔以上第二分冊〕

卷中之上 魏晉南北朝地方行政制度 (第一章 行政區劃。第二章

都督與刺史。第三章 州府僚佐。第四章 郡府組織上—郡國長官。第五章 郡府組織下—郡國佐吏。第六章 縣府組織。第七章 州郡察舉與地方學官。第八章 任用雜考。第九章 官佐品班表。(以上第三分冊)

卷中之下 北朝地方行政制度 (第一章 五胡諸國地方行政制度述略。第二章 州郡縣與都督總管區。第三章 都督總管與刺史。

第四章 州府僚佐。第五章 郡府組織。第六章 縣府組織。第七章 州郡與郡縣中正。第八章 州郡察舉。第九章 地方學官與僧官。第十章 黨里鄉三長。第十一章 北魏軍鎮。第十二章 魏末北齊地方行政。第十三章 諸部護軍。第十四章 領民酋長。第十五章 任用雜考。第十六章 官佐品階表。約論。魏晉南北朝地方行政組織系統圖。引用及參考書目。(以上第四分冊)

卷下 隋唐五代地方行政制度(未刊)

附錄 中國地方行政制度史述略(未刊)

嚴氏は、漢—唐間の地方行政制度には、秦漢型と隋唐型の二つの典型の存在することを指摘され、この二典型の中間に過渡的なものとして南北朝型を考えられるものの如くである。ということとは、嚴氏は勿論何もいっておられないのであるが、結局地方行政制度上から見た時代區分論でもあるわけである。

では氏のいう秦漢型とはどのような特長を持つものであろうか。

地方行政は西周の宗法封建制時代には觸れるべきものではない。春秋戰國時代に封建制度が解體し、中央集權式新軍國が形成され、その國內に官僚行政制による郡縣が發生した時に始るのである。(郡縣制の淵源は、卷上前論に縣・郡の小學的解釋と具體例を擧げて展

開されている。)このように春秋・戰國時代の諸侯の國を軍國という言葉で表現されたのは、非常に面白く思われる。郡縣制はこの軍國の中から發生したのであるが、後世の地方制度の説明中にも、そのあるものが軍制と關連して發達したということを指摘されている。軍制と地方制との相關關係が著者の考察の一つの基礎となっているようで、一應傾聴すべきものかと思う。

さて郡縣制は春秋戰國時代には封建制と並行して實施されていた(原文、雙軌並行)が、秦の統一後は郡縣制一本になった(單軌獨行)。漢初には封建制が復活され、雙軌並行になったが、封建國家の有力であった時期は非常に短く、名は郡國制といいながら實は郡縣制の單軌獨行に復活したのである。(卷上第一章に、漢初の王國について建置の理由、その位置、及び中央政府が王國の權力弱化政策を取るに至る過程などを述べられている。)

郡縣制を基礎にした秦漢型地方制度の特長として、嚴氏は先ず第一に郡縣兩級制であり、郡がその中心になっていることを指摘される。ここでしばしば問題になる秦の三十六郡についての著者の考を紹介すると、第一冊三頁に全祖望「漢書地理志稽疑」の説を最も穩健なものとして採用されている。そして郡の太守は典型的な元首性を帯びたものであり、民・刑・財・軍の諸權を掌り、従つて郡都尉は軍權を握るとはいいながら、結局は太守と並立するものでない(卷上一四九頁)。郡太守の任吏・屬縣の統制力は嚴重である。しかし郡の財力・軍事は自給自衛には足りても、中央に謀反する程のものではなかった。

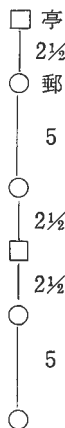
第二は監察官としての刺史である。前漢の武帝が派遣した刺史は

六條を以て察舉し、地方行政には直接當らなかつた。而してその秩は卑く權は隆んであつた。秩卑ければその人は激昂し、權重ければ其の志を申ぶるのである。所が後漢中期より刺史が行政に與るようになって兵權をも握り、州・郡・縣の三級制となつてしまふ。しかしこれは漢代の經制ではないと。筆者按ずるに、州刺史の地方行政官化が、次の魏晉時代を生み出す一つの大きな力であつたことは、忘れてはならないと思う。(監察については卷上、第九章に制度の變遷、刺史の任務などに分つて論じられてゐる。)

第三は郡縣二級制という、一見簡單な組織しか持たないにかかわらず、その内部組織は極めて嚴重なことである。即ち職務ごとに專署を置いてその分擔が明確に規定されてゐる。又道路網が完備し、亭侯を置いてこれを節することによって、交通に務め軍政に便ならしめ、亭吏を置いて里落を治めさせてゐるのである。この第三點に對する嚴氏の實證は詳細を極め、第一分冊の大部分がこれに割かれてゐるといつてもよい程である。その材料も正史は言うまでもなく、金石類をも廣く搜索されてゐる。例えば卷上第二章郡府組織下を見ると、その(三)に郡國屬吏という項を設け、それは(甲)綱紀―中央の丞相にあたる、(乙)門下―閤外主簿が主となり、漢初には位は卑いが、文書を司つて次第に地位を高めていくこと、中央の尙書の如し、(丙)列曹―民政・財政・兵政・教育・交通・司法・衛生等の職務に應じて設けられたもの、(丁)監察―督郵が郡を幾つかに分割してこれに當るの四つに分けられることを述べ、その詳細な名稱を掲げていることなどである。

第四は縣・鄉三老等、鄉官の職がおかれてゐることである。これ

ら鄉官は百政に參じ、吏民を率いて教化に務める。又孝弟・力田を置き風俗を厚うし生産の獎勵に勉めてゐると。ここで著者の鄉亭里についての考に觸れておくと、これらの制度は何れも秦制を受け繼いだものであり、「縣區分爲若干鄉。據百官表、西漢末年有鄉六千六百二十二、平均每縣轄四鄉有餘。據續志注引東觀記、東漢永興時有鄉三千六百八十一、平均每縣三鄉有餘。鄉有城郭爲治所」といい、さらに亭については八頁に渡つて詳細に論じられ、亭が軍事交通の機關から、鄉に隸する行政機關になつたのであるとし、十里一亭の里は距離を示すとして、



という配置を考えてゐられる。そしてこの里とは別に行政組織としての亭の下にある里というものの存在を指摘される。

所でこの問題については、岡崎文夫氏より日比野丈夫氏まで多くの議論が、我が國で繰り展げられてゐるし、又以上の第一點より第四點まで全ての論點に渡つて、鎌田重雄氏が多くの論稿を發表され、最近「秦漢政治制度の研究」として一本にまとめられた。嚴氏は果してこれらの著作・論稿に目を通されたのであろうか。卷末參考論文中に、日本人の著作として、宮崎市定著「九品官人法の研究」だけしか挙げられてゐないのは甚だ寂しい。

第五は官吏任用に關する事で、郡守・縣令(及び州刺史)の任用に當つての本籍迴避の存在と、郡・縣(及び州)の屬官には本籍人が任用されるという二點が、主要な論點になる。嚴氏は漢代は封建時代を去ること遠くない爲に、その遺意が残つて、このような任用

法が行なわれるにいたつたのであらうと推測されている。これは宮崎市定氏なども言われることで、宮崎氏の「古代都市國家的要素が清算されずに残っていた」（九品官人法の研究頁七三）といわれる意味と、嚴氏の意圖と一致するかどうかは別として、漢代研究に對して示唆を含むものと考ええる。また嚴氏は、漢代の官吏任用法が地方長官の私人任用を防ぎ、豪族の舊制の弊をふせいだとしていられる。制度面よりこれを靜的に捉えれば、或はそういうことができるかも知れぬが、漢代特に後漢の政治の動きは、必ずしも制度の意圖する理想通りに動いていたとは考えられない。ここに制度史研究の一つの限界が認められよう。（以上の問題の實證面は卷上、十一・十二章に展開されている。）

第六は官吏遷任の途である。即ち、郎官がすべての官途の基點になっており、しかもその郎官への採用は地方小吏から孝廉に察舉される者を最も主要なものとする。従つて、地方小吏も自動することによって、公卿への道が大きく開けてくるわけである。又、公卿の任命に際しては治民の官を経たか否かが、問題にされる。かくの如く地方行政の腕前の良否が、常に官吏遷任の中心課題に置かれ、従つて地方行政が熱心に行われたことにその特色を見出さんとするのである。

そして以上の六點に注意されて最後に秦漢型の全體としての特長を「霸王の折衷」という言葉で表現された。

では嚴氏は漢につづく三國南北朝時代の過渡期（嚴氏が過渡期として捉えられながら、結局、漢代以上の頁數を割かねばならなかった所に、この時代の中國史上に占める地位がよく物語られて

が）に、いかなる特異點を見出されたか。

第一は行政區劃の増繁である。後漢末に州が監察區から行政區に變つたというだけでなく、一の郡縣が數個に分割されたり、漢代の都尉郡が郡になつたり、僑置の郡縣が生じたりで、増加・新設がなされたからである。しかも南北朝時代には戸口は減少している。その結果、郡が地方行政制度の中で浮き上つた存在となり、北魏の道武帝の郡制改變を経て、隋文帝の郡の廢止——隋唐型地方制度に移つて行くのである。

第二は軍事統制の地方官化である。軍事組織が地方官制に轉化することはすでに郡制の成立において著者が述べていられる所である。南北朝時代においては、晉南朝の都督府、北魏の軍鎮、北周の總管府、北齊の行臺など全て統軍の爲に設けられて、民事を兼ね統ぶるに至り、地方行政の最高統治機關となつていった。又唐代後期の節度使、明清の總督巡撫何れもこの系統に屬するとされる。（以上二項目は卷中之上第一・二章、卷中之下第一・二・三・十二・十三章などに詳述されている。三國・晉・南朝において都督區がほぼ固定していること、北魏の六鎮及びそれ以外の軍鎮を、地圖を挿入して説明されており、著者の力を入れた所の一である。）

第三は府州僚佐の二重組織である。これは第二の特長と關係のあることで、漢代以來の州郡佐吏が存在する上に——これら佐吏は地方土著の人士が任命されるが——、軍府の屬官が中央政府から任命されて派遣されてくる。しかも州刺史將軍號を加えられるので、一長官の下に二系統の屬官が存することになる。そしてこの二系統の内で州郡系統のものは、當時の軍事中心の政治のために、閑散なも

のとして追いやられ、隋の文帝の郷官廢止——郷官とは、州郡系統の屬官を指す——となり、隋唐型に變つていくというのである。

（卷中之上第三・四・五・六章、卷中之下第四・五・六章等に、正史・金石文などから多くの例を引いて事例を観察しておられ、その中には「中央研究院歷史語言研究所藏金石拓本」などもある。）

第四は長官擁帶部曲制で、漢末大亂に地方豪族が宗親・郷黨を集め、閭里を保衛し、集團で移動し、部曲と稱されたが、これら豪族が任官すると、かれらは部曲（私兵）をひきつれて赴任した。これは南朝に主として見られる現象で、北朝では中央政府の統制力が強く、地方にこうした變相封建勢力の存在をゆるさなかったたのである（卷中之上第二章）といわれる。

第五は北朝の諸特制で、軍鎮制、行臺制（以上二項は第二の特長で觸れられた）、護軍制と部落酋長制で、護軍制は非本族非漢人地區に設けられたもので三國魏から北魏前期にかけて行なわれた（卷中之下第十三章）。部落酋長制は、胡人の舊制を残すもので北邊諸鎮、北魏前期の畿内——代郡西部等に置かれた（卷中之下十四章）。

第六は地方豪族之把持である。これについては筆者が今更言を費す迄もないであらう。

以上六條の特長を持つ南北朝時代を過渡期として隋唐という第二の典型に入る。この型の創始者は隋の文帝であり、前述の郷官廢止がその出發點となる。隋・唐時代に入ると、州縣二級制（後には道・州・縣三級制）となり、地方行政制度は簡單となり、私人部曲制も廢止された。又隋・唐型においては後の幕賓政治の萌芽もみられること、京官が重んぜられ、外職が輕んぜられるなどの特長が見ら

れるが、これらについては嚴氏は勿論實證の材料は豊富に持つておられるのであろうが、卷下は未刊であるので、公刊が待たれるという事になろう。

さて著者は最後に、秦より唐に至る間、共通する點が幾つかある事を指摘される。

長官元首制 先秦の郡に始つて、その名稱は種々變更が加えられるが、常に唯一の元首の性格を帶びた長官があつて、民・刑・財・軍の諸制を統轄していることで、宋の四司、明・清の三司の如く、權力分散の方式が取られていないということである。これに對して中國の三權分立制（民政・軍政・監察）が漢代から存しておると主張する人もあるだろうが、嚴氏は漢代の特長の中でその考を否定されていることは前に述べた。

俸祿供給制 地方末端の官吏にいたるまで俸祿が支給されているということで（漢代の斗食の如く）、明清時代の地方小吏の俸祿がなく、上級官僚も俸祿少なく、非法に搜括せざるを得ないのと異っている。

縣制隱定性 縣が行政單位の最低級のものとして、その上に郡・州郡・都督州郡と種々のものが設けられても、領域の擴大による増加を除いて變動がないことで、それは宋元以後現代にまでつづくものである。

以上で本書の内容の紹介を終るが、讀後感を述べるなら、第一に本書は、實に地方制度についての史料を遺す所なく收拾して按排しており、さながら資料集の如き感を呈している。それはこの書の價值を高からしめるものであるが、同時に記述に變化が乏しく、重苦

しい感を与え、敢て言うならばいささか讀みにくいのである。又著者が取っている方法論は「實事求是、無徵不信」の考證學のそれであり、それだけに考證派の人々に向けて發せられる非難の矢は、本書の著者もこれを受けねばならぬ。本書にはそのような點が幾つかあることは否定できない。私は本誌二十二卷一號に鎌田重雄氏の高著に妄評を行った。その時に記した何行かの文章は、そのまま本書にあてはまるように思うので、ここには繰り返さない。又、漢代の制度を極端に言えは、非常に理想化して取り扱われている感じを受けた。ただ本書は、史料は全て煩をいとわずにのせ、對象は地方制

度に局限し、方法も徹底的に考證學を用いている。かくの如く、全ての面に徹底しているために、そこから我々は地方制度を通しての時代相というものを、かえって見ることが出来る。それは例えば南北朝におけるが如く、著者の抱いていられるイメージと筆者のそれとずれがあるにしても、よく理解できるように思う。以上、この書は中國の古代・中世に於ける地方制度についての研究の基礎固めをしたものであり、これを足場にしての研究が、特に從來等閑視され勝であつた地方制度の研究が進められねばならないであらう。

(狩野 直禎)

〔餘白録〕

チベット語地名ブウシンクンについて

唐代宗の廣德元年に吐蕃の大軍は青海方面より出動し、隴山脈を越えて首都長安に侵入した。このときの途中の占領地の名がチベット文吐蕃年代記に出ているが(佐藤「古代チベット史研究」下巻五二六頁)、その一つにブウシンクン Hbu cün kun というのがある。私はこれを新唐書地理志により、鄜州の東南百八十里に置かれた武寧軍 *b'u nieng kiuen であらう

とした。「寧」を *nieng* で寫したのは、チベット文字の *ny* と *ng* が轉寫の際に誤られたためと解したのである。しかしどうもおかしい。そこで元豐九域志卷三臨洮郡鎮洮節度使の條を見ると、「陷吐蕃、號武勝軍」とある。これによればブウシンクンは武勝軍 *bu sieng kiuen で、臨洮を指したものと解せざるを得ない。尚右の年代記で、ブウシンクンと並んで出るシンチュ *cin cu* は、これを秦州と見たが、多分都州 *tan t'ien* であらう。勿論臨洮節度使の治所で、現在の西寧附近を指しているものである。

〔佐藤 長〕